

まんぷく運動してますか？

主題歌に合わせて運動中

2019年の健康目標は？



NHK朝ドラ「まんぷく」の主題歌の最後に、パッと手を広げ、ジャンプをあなたもしていませんか？

私は、主題歌が流れ出すと、まず足踏み腿(もも)揚げをしています。

数えたことはないですが、100回くらいになるでしょう。

月曜は曲が長いので、中々大変です。

ロダン君は、毎朝20～30分運動とテレビ観賞のながら族です。

(その1) 2019年の目標は、「片足スクワット」ができるようになりたい。

ロダン君は、2019年に還暦を迎えます。

50代後半、堅い体の矯正「ストレッチ」に目覚めました。

最初は、ひざを伸ばした状態での前屈は、手が地上15cmもいきませんでした。

今では、前屈して「げんこつ状態の拳」＝「掌が床につく」までになりました。

まさに、為せば成る・・・ですね。

今年の目標は、「**片足スクワット**」。片方の足を伸ばした状態で、屈伸運動をすること。

これなら簡単と思ったら、全くできません。最初は、しゃがむことすらできません。

当事務所の若手ができるのを見て、「負けず嫌い魂」が入りました。

はじめは、両足を着いた状態で、肩幅でのスクワットでもなかなか筋力が必要です。

これが慣れてくると、次は、足を開かずスクワットに挑戦。

最初は、3回やると息があがりました。1週間ほどで、息切れもしなくなりました。

年内は足閉じスクワットを続け、次のステップに挑戦したいと考えます。

次のステップの練習方法は、ネット検索をすれば、習得法がでています。

今は、そのスタートラインに立てるよう、足の筋肉強化です。

(その2) まんぷく 追徴課税の対抗策にびっくり

まんぷくの放送は、山あり谷ありの連続で毎週楽しく見ております。

12月17日週の放送は、進駐軍の罰金を払った後に、財務局からの追徴課税。

この追徴課税の対策に、会社を解散する方法をとりました。

これは史実ならしょうがないですが、この対抗策はどうなんだろうと思った方も多くいたと思います。

当時の税法なら、会社を解散すれば追徴課税の、差押ができないのか？？？

(この記事を書いたのは、12月21日の土曜日です。翌週の放送で、

公共放送番組らしくどう終わるかの、ネタバレサイトをのぞき見して、執筆をしています。)

ネタバレサイトを見ると、番組に入れ込めないで今回は特別です。

(その3) 差押の現代版を理解し、今後に役立てよう

現在の税法では、法定申告期限が過ぎたら、直ぐに差押えができると思いますか？

答えは、ノーです。では次の3つの場合はどうでしょう？

- 1 法定期限内に申告をしたが、法定申告期限内に納税できなかった。
- 2 税務調査で期限後申告書、又は修正申告書を提出したら直ぐに差押は？
- 3 税務署が職権による、更正、又は決定を行なったら直ぐに差押は？

答えは、いずれもノーです。

では、差押はいつからできると思いますか？

督促の手続きを経てからでないと、差押はできません。

「今でも督促の手続き前に法人を解散すれば、税金分差押ができないだろう。」

とお考えの方もおいででしょう。

ここで、「**第二次納税義務者**」という言葉が重要になってきます。

例えば、差押逃れのために、**財産を低額若しくは、無償で処分**した場合には、その財産を受け取った人に対し、第二次納税義務者として、税務署は財産の

差押を行なうでしょう。

また、法人を解散するときは**清算人**が必要となり、この清算人は、「第二次納税義務者」となります。

第二次納税義務者となる規定は、他の場合にもありますが、紙面の都合上割愛させていただきます。

まとめるならば、差押は、法定納期限から一定期間後でないとできませんが、一定期間後は、しっかり税務署が完納まであきらめません。
やはり、滞納をしないことが一番大切。
そのために、預り金の税金(消費税・源泉所得税)を運転資金として認識しない。
先払いする予定納税や、中間申告などの資金繰り対策は、その前年から準備をするように心がけましょう。
この2点は、あまり言いたくないですが、忘れないでください。

万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

(税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士)
(八百板誠行政書士事務所)

事 務 所 : 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 (8階建の1階奥です)
025 (228) 4697

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者（当事務所）がこれを保証するものではありません。